

富士市職員の退職管理に関する規則

平成28年10月11日
()
規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに富士市職員の退職管理に関する条例（平成28年富士市条例第69号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再就職者 法第38条の2第1項に規定する再就職者をいう。
- (2) 営利企業等 法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。
- (3) 執行機関の組織等 法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。
- (4) 役職員 法第38条の2第1項に規定する役職員をいう。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第3条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第4条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。以下この条において同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有す

る法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(内部組織の長に準ずる職)

第5条 法第38条の2第4項の地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長に準ずる職であって規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

(1) 富士市職員の給与に関する条例(昭和41年富士市条例第34号。以下「給与条例」という。)

別表第4(1)行政職給料表等級別基準職務表9級の項に掲げる職(部長(中央病院事務部長を除く。)の職を除く。)

(2) 給与条例別表第4(3)医療職給料表(1)等級別基準職務表5級の項に掲げる職

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条に規定する職(以下この条及び第20条において「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第7条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第8条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第9条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合にお

いて、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による要求又は依頼により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第10条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の規定による要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあっては、富士市教育委員会。第21条第1号を除き、以下同じ。）が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による要求又は依頼の承認の手続)

第11条 法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「要求又は依頼の承認」という。）を得ようとする再就職者は、再就職者による要求又は依頼の承認申請書（第1号様式）に次に掲げる事項を記載して任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の所属及び職
- (4) 離職日
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (6) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (7) 離職前5年間（再就職者が法第38条の2第4項に規定する職（次条に規定する職を含む。）に就いていた場合にあつては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容
- (8) 要求し、又は依頼する事項と勤務先との契約等の関係
- (9) 当該要求又は依頼の承認の申請に係る職員の所属、職及びその職務内容
- (10) 当該要求又は依頼の承認の申請に係る要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）の内容
- (11) 当該要求又は依頼の承認の申請に係る要求又は依頼の内容
- (12) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

(部長又は課長の職に相当する職)

第12条 法第38条の2第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 給与条例別表第4(1)行政職給料表等級別基準職務表7級の項に掲げる職（参事の職を除く。）

及び8級の項に掲げる職

(2) 給与条例別表第4(2)教育職給料表等級別基準職務表3級の項に掲げる職（副校長（市立高等学校に限る。）、教頭並びに相当の知識及び経験を有する指導主事の職を除く。）及び4級の項に掲げる職

(3) 給与条例別表第4(3)医療職給料表(1)等級別基準職務表3級の項に掲げる職（副部長の職を除く。）及び4級の項に掲げる職

(4) 給与条例別表第4(4)医療職給料表(2)等級別基準職務表7級の項に掲げる職

(5) 給与条例別表第4(5)医療職給料表(3)等級別基準職務表6級の項に掲げる職（参事の職を除く。）及び7級の項に掲げる職

(6) 富士市立小学校及び中学校の校長の職

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第13条 法第38条の2第8項に規定する国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第14条 法第60条第4号に規定する離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第3条に定める者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第15条 法第60条第5号に規定する地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、第5条に定める職とする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第16条 法第60条第5号に規定する地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条に規定する職に就いていた時に在職していた地方公共団

体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第6条に定める者とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第17条 法第60条第6号に規定する在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第7条に定める者とする。

(部長又は課長に相当する職)

第18条 法第60条第7号に規定する国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、第12条に定める職とする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第19条 法第60条第7号に規定する国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第13条に定める者とする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第20条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、内部組織の長等の職及び第12条各号に掲げる職とする。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第21条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合
- (3) 営利企業(法第38条第1項に規定する営利企業をいう。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、任命権者が定める額以下の報酬を得る場合
- (4) その他任命権者が届出を要しないと認める場合

(任命権者への再就職の届出)

第22条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、再就職に係る届出書(第2号様式)を離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届け出なければならない。

2 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日

- (3) 離職時の所属及び職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先における地位
- (8) 再就職先の業務内容

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。